



「MAEDA エンジェル支援」子女教育手当の導入について

平成 25 年 12 月 26 日
前田建設工業株式会社

<概要>

前田建設工業株式会社（社長：小原好一）は、従来の「子女教育手当」の支給基準額 6,000 円／人・月を見直し、子女の人数が多いほど手当額も増える「MAEDA エンジェル支援」子女教育手当を平成 26 年 1 月 1 日より導入します。

当社はワークライフバランス推進の一環として、これまでも育児世代の職員支援に力を入れておりましたが、保育園・幼稚園の慢性的な不足や園費の高額化、教育内容の多様化に伴う教育費用の高額化など、特に多子家族における今般の子育て環境が必ずしも良好な状況にないと認識しております。そこで今回、満 18 歳以下の扶養子女が 3 人以上いる職員に対する「子女教育手当」額を増額することといたしました。

子女数が 2 人以内なら従来通りの手当支給額ですが、子女数が 3、4、5 そして 6 人と増えるたび、子女 1 人あたりの手当支給額を月 1,000 円ずつ増加させることにより、子育てに奮闘する職員のさらなるモチベーションアップを狙いとしております。

当社はこれまでも、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（法定を上回る子育て関連制度や多様な労働条件の整備など）を策定し、それを社内外に周知し、かつ計画期間内に行動計画を達成した場合に都道府県の労働局長より与えられる認定マーク「くるみん」を平成 24 年 7 月に取得するなど、育児世代の支援をワークライフバランス推進の柱の一つと考え、力を入れてまいりましたが、今回の「MAEDA エンジェル支援」子女教育手当導入により、様々な職員が安心して子育てに取り組める環境づくりの第一歩にしたいと考えております。

<詳細>

【現行手当】子女教育手当支給基準の変更点

- ・ 満 18 歳以下の直系子女を有する職員について支給
- ・ 該当子女の誕生～満 18 歳到達年度末（3 月末）まで支給
- ・ 該当子女が税法上の扶養に該当すること
- ・ 人数に制限無し

支給手当額 6,000 円／人・月

【漸増型（変更後）】

- ・ 各々の子女の年齢が満 18 歳到達年度末（3 月末）までの期間において、子女の人数に応じた手当額を支給

・ 該当子女が税法上の扶養に該当すること

・ 人数に制限無し

支給手当額	子女1人	6,000円/人・月
	子女2人	6,000円/人・月
	子女3人	7,000円/人・月
	子女4人	8,000円/人・月
	子女5人	9,000円/人・月
	子女6人以上	10,000円/人・月

<問い合わせ先>

〒101-0064 東京都千代田区猿樂町 2-8-8 猿樂町ビル
前田建設工業株式会社 総合企画部 広報グループ